

議案第141号

鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例

鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア及びイ中「214,000円」を「259,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「第1項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条の2第1項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

第10条第2項中「次条第6項」を「次条第5項」に改める。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 誓約書を提出すること。

第11条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第18条第1項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

第19条第4項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第22条ただし書を次のように改める。

ただし、第4号に掲げる費用のうち、知事がその者に負担させることが適当でないと認める費用については、この限りでない。

第56条第2号中「連帯保証人の変更に係る」を「同居の」に改める。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の鹿児島県営住宅条例第11条第1項第1号に規定する誓約書を提出した入居者（知事が別に定める要件に該当するものを除く。）に係る連帯保証人については、改正後の鹿児島県営住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

県営住宅の入居に係る連帯保証人の選任を不要とする等のため、所要の改正をしようとするものである。